



この六月十五日には、文化庁設置二周年を迎える。はじめの一年は何かあわただしい中に、日々が過ぎ去ったような気がする。文部省の内局にあった文化局と外局の文化財保護委員会を合体して、文化庁ができたのであるから、まず第一段は文化庁という新しい役所づくり、内閣体制の整備ということに力を注いだ。

はじめの一年の間に、今長官を中心とするガッチャリとした文化庁の体制が局員の実感ともなり、外目にもそれを感ぜられた。ようになつたと思う。なお、私たちは中央における文化行政機構の整備と相まって、地方における整備を勧奨してきた。この二年の間に、千葉、大阪、和歌山、岡山、福岡、長崎の六府県に文化行政専管課が設置され、従来のものと合わせて、都道府県の文化行政専管課は十四にも及ぶようになつた。

文化庁設置二年間における大収穫は、なんといっても新著作権法の成立である

文化庁設置二周年を迎えて

安達健一

立は文化行政にとつて誠に重大な意味をもつことというべきである。この大事業が文化庁の手によつて完成されたことは、まことによろこばしい限りである。

史跡、埋蔵文化財保護対策等の前進であ
ろう。個別的な史跡、埋蔵文化財の発見地の

保護について、各種の開発からの挑戦に直面しているものは全国的に数多くあるが、この二年間に文化庁として適切な措置をとることができたもののうち、重要

なものに、山口県下関市の綾羅木郷遺跡と、岡山県岡山市津島遺跡の問題があつ

和四十四年三月、指定予定地に隣接して砂採りをしていた業者が、史跡指定にならぬよう故意に大規模な遺跡破壊を行なつたので、緊急に史跡の指定を行い遺跡の保護を図つたのである。後者は弥生式時代前期前半の水田営農遺構として考えられるものであるが、岡山県当局がここに武道館の設置を行なう工事を始めたことから問題となり、数次の調査を行ない、その結果に基づいて、武道館建設地と同遺跡内ではあるが、遺構遺物の少い他の場所に変更することにより問題の

を迎えて

安 達 健 二

つて軌道に乗ったといえるだけに、この予算の計上は文化庁として大きな成功であつたといえよう。

文化庁の守備範囲は広い。国際文化の交流をはじめ文化部関係でも、芸術文化の振興から著作権、国語、宗務の各種の問題をかかえており、文化財保護部でも、建造物、美術工芸、史跡、名勝天然記念物、無形文化財と数多くの文化財の保護に責任をもつてゐる。また国立の博物館、美術館、研究所、劇場があつて活発な活動をしている。文化庁設置二年間の収穫となれば、これらについて多くのページをさいて述べなければならぬのであるう。

ところで文化庁は、これから設置三周年目に入る。今後の課題は多くかつ重いものばかりである。文化庁内部の問題としては文化庁として共に有機的・一体となるための機構の改善も必要であろう。また、史跡、埋蔵文化財の保護対策は焦眉の急を要する問題である。飛鳥、藤原の保護の問題が大きくクローズアップされってきた。文化財保護法の改正にも着手しなければならない。雄大な国立歴史民俗博物館の設置準備の課題にも取り組まねばならない。従来からの基本課題である地方文化の振興をいかにして進めるか。文化庁の任務は重大である。文化庁設置三周年を迎えて周到にして、果敢に、その任務の達成に努力していきたいと思ふ。